

社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会
評議員・役員等の報酬に関する規程

第 1 条 この規程は、東大阪市社会福祉協議会の評議員・役員等の報酬について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 この規程において、役員等とは、次のものをいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員選任・解任委員会委員
- (4) 常設委員会委員
- (5) 校区福祉委員会連合会委員
- (6) 第三者委員
- (7) 時限設置委員会委員

第 3 条 報酬は、評議員・役員等の次の活動に対して支払う。ただし、一人が一日に複数回の会議等に出席した場合は、報酬単価の高いもののみを支払うこととする。宿泊を伴う会議、研修会等については、第 1 日目のみを報酬の支払い対象とする。

- (1) 会長が招集した理事会への出席 1 回あたり 5, 0 0 0 円
- (2) 会長が招集した評議員会への出席 1 回あたり 2, 0 0 0 円
- (3) 会長が招集した理事・評議員研修会への出席 1 回あたり 2, 0 0 0 円
- (4) 会長が招集した評議員選任・解任委員会への出席 1 回あたり 5, 0 0 0 円
- (5) 会長及び委員会委員長が連名で招集した委員会への出席 1 回あたり 2, 0 0 0 円
- (6) 会長が招集した会計監査への出席 1 回あたり 5, 0 0 0 円
- (7) 会長が招集した第三者委員会への出席 1 回あたり 2, 0 0 0 円
- (8) その他、会長が特に必要と認めたものへの出席 1 回あたり 2, 0 0 0 円

2 監事のうち会計士・税理士、または会長が特に認めたものが、前項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 6 号に出席した場合は、各々の報酬額に 1 0, 0 0 0 円を加えて支払う。

3 常務理事及び当該社会福祉協議会・関係行政庁の職員については、前条に規定する報酬は支払わない。

4 常務理事の報酬については別に定める。

第 4 条 報酬の支払いは、年度を二期（4 月～9 月、1 0 月～3 月）に分けて支払う。

第 5 条 この規程に定めのない事項に関しては、評議員会において決議する。

附 則

- 1 この規程は、平成 2 3 年 5 月 3 0 日より施行する。
- 2 この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この規程は、平成 2 7 年 5 月 3 0 日より施行する。
- 4 この規程は、平成 2 9 年 1 月 2 6 日より施行する。
- 5 この規定は、平成 2 9 年 5 月 3 0 日より施行する。